

9 保 険 料

介護保険制度は、保険給付や地域支援事業に要する費用を、40 歳以上の被保険者の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営している。

(1) 第 1 号被保険者の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、サービスに必要な費用に応じて、3 年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で決定し、保険者が賦課・収納する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、平成 24～26 年度の事業運営期間における保険料は、12 段階の所得段階別で、基準額は 62,880 円（月額 5,240 円）と定められた。

保険料納付方法は、年金を年額 18 万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。平成 18 年度から、従来の老齢・退職年金に加え、遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となった。

第5期(平成24～26年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.50	31,440円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.50	31,440円
特例 第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60	37,730円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円超 (本人が特別区民税未申告を含む)	基準額×0.70	44,020円
特例 第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.80	50,310円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超 (本人が特別区民税未申告を含む)	基準額※	62,880円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10	69,170円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.22	76,720円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.35	84,890円
第8段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.49	93,700円
第9段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.65	103,760円
第10段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×1.82	114,450円
第11段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.00	125,760円
第12段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.20	138,340円

※基準額＝基準月額×12か月

〈参考〉第6期(平成27～29年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ・本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.45	31,460円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60	41,940円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円超(本人が特別区民税未申告を含む)	基準額×0.70	48,930円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.80	55,920円
第5段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者があり、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超(本人が特別区民税未申告を含む)	基準額※	69,900円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.13	78,990円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.28	89,480円
第8段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.49	104,160円
第9段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.68	117,440円
第10段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.88	131,420円
第11段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.10	146,790円
第12段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.33	162,870円
第13段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.60	181,740円
第14段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	基準額×2.80	195,720円
第15段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が2,000万円以上	基準額×3.00	209,700円

※基準額＝基準月額×12か月

所得段階別の第1号被保険者数

各年度3月31日現在（単位：人）

年度		H23	H24	H25	H26
第1段階	被保険者数	6,158	6,613	6,987	7,319
	構成比	4.4%	4.5%	4.7%	4.8%
第2段階	被保険者数	21,974	22,944	23,442	23,712
	構成比	15.6%	15.7%	15.6%	15.4%
特例第3段階	被保険者数		7,941	8,266	8,772
	構成比		5.5%	5.5%	5.7%
第3段階	被保険者数	16,363	9,197	9,609	9,935
	構成比	11.6%	6.3%	6.4%	6.5%
特例第4段階	被保険者数	21,487	21,902	22,367	22,080
	構成比	15.2%	15.0%	14.9%	14.4%
第4段階	被保険者数	13,915	14,077	14,126	14,567
	構成比	9.9%	9.7%	9.4%	9.5%
第5段階	被保険者数	13,795	14,719	15,446	16,216
	構成比	9.8%	10.1%	10.3%	10.6%
第6段階	被保険者数	16,042	16,777	17,369	17,723
	構成比	11.4%	11.5%	11.6%	11.5%
第7段階	被保険者数	13,732	13,740	13,862	13,717
	構成比	9.7%	9.4%	9.2%	8.9%
第8段階	被保険者数	5,883	6,066	6,332	6,470
	構成比	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%
第9段階	被保険者数	5,036	5,087	5,169	5,347
	構成比	3.6%	3.5%	3.4%	3.5%
第10段階	被保険者数	2,026	2,049	1,955	2,194
	構成比	1.4%	1.4%	1.3%	1.4%
第11段階	被保険者数	1,019	1,044	1,123	1,256
	構成比	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%
第12段階	被保険者数	3,601	3,624	3,837	4,280
	構成比	2.5%	2.5%	2.6%	2.8%
合計	被保険者数	141,031	145,780	149,890	153,588
	構成比	100%	100%	100%	100%

※ 年度途中資格喪失者を含む。

(2) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定期間（災害等は3か月）を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年度	H22	H23	H24	H25	H26
減免者数（人）	7	14	5	5	10
減免金額（円）	107,430	182,070	124,550	276,750	347,750

(3) 震災減免

平成23年3月11日の東日本大震災を被災した後に練馬区に転入した第1号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成24年10月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

年度	H22	H23	H24	H25	H26
減免者数(人)	—	27	24	7	7
減免金額(円)	—	782,440	880,570	369,650	399,940

(4) 生計困難な方の保険料の減額

所得段階第3段階または特例第3段階の人で一定の条件に該当する生計困難な人の保険料を、第2段階の保険料額に減額する。(平成21~23年度は第3段階を第2段階に減額)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
減額者数(人)	82	81	87	86	93
減額金額(円)	756,820	748,920	703,930	1,081,140	778,350

(5) 第1号被保険者の保険料収納状況

① 介護保険料の収納状況

現年分

(単位:円)

年度		H23	H24	H25	H26
区分					
調定額(A)		6,342,978,880	8,873,156,720	9,152,007,110	9,448,291,000
収納額	金額(B)	6,196,623,285	8,657,475,630	8,931,121,363	9,225,113,410
	収納率(B/A)	97.7%	97.6%	97.6%	97.6%
収入未済額	金額(C)	146,355,595	215,681,090	220,885,747	223,177,590
	収入未済率(C/A)	2.3%	2.4%	2.4%	2.4%

滞納繰越分

(単位:円)

年度		H23	H24	H25	H26
区分					
調定額(A)		308,471,195	295,184,597	357,856,127	415,675,177
収納額	金額(B)	41,176,573	38,819,690	54,132,450	62,022,563
	収納率(B/A)	13.3%	13.2%	15.1%	14.9%
不納欠損額	金額(C)	118,465,620	114,189,870	108,934,247	144,612,990
	不納欠損率(C/A)	38.4%	38.7%	30.5%	34.8%
収入未済額	金額(D=A-B-C)	148,829,002	142,175,037	194,789,430	209,039,624
	収入未済率(D/A)	48.3%	48.1%	54.4%	50.3%

② 徴収方法別の収納状況（現年分）

年度		H23	H24	H25	H26
特別徴収	調定者数（人）	120,067	122,564	126,609	130,240
	調定額（円）	5,438,314,520	7,492,999,540	7,756,550,250	8,018,919,050
	収納額（円）	5,438,314,520	7,492,999,540	7,756,550,250	8,018,919,050
	収納率	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定者数（人）	26,427	29,276	29,327	29,596
	調定額（円）	904,664,360	1,380,157,180	1,395,456,860	1,429,371,950
	収納額（円）	758,308,765	1,164,476,090	1,174,571,113	1,206,194,360
	収納率	83.8%	84.4%	84.2%	84.4%
合計	調定者数（人）	146,494	151,840	155,936	159,836
	調定額（円）	6,342,978,880	8,873,156,720	9,152,007,110	9,448,291,000
	収納額（円）	6,196,623,285	8,657,475,630	8,931,121,363	9,225,113,410
	収納率	97.7%	97.6%	97.6%	97.6%

③ 口座振替の状況

各年度3月31日現在（単位：人）

年度	H23	H24	H25	H26
普通徴収被保険者数	25,343	28,108	28,189	28,506
口座振替加入者数	5,567	5,847	5,360	5,322
口座振替加入率	22.0%	20.8%	19.0%	18.7%

（6）第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため練馬区（保険者）は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・収納することではなく、医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から練馬区の保険給付費の29%に相当する金額が介護給付費納付金として交付される。

被保険者の負担割合

	第1期 (12～14年度)	第2期 (15～17年度)	第3期 (18～20年度)	第4期 (21～23年度)	第5期 (24～26年度)	第6期 (27～29年度)
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%
被保険者合計	50%	50%	50%	50%	50%	50%